

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等について

1 法改正の理由

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要があるため、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の対象となるよう改正されたもの。

【改正概要】 法の適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加（2 年以内の時限措置）
【施行期日】 公布の日の翌日（令和2年3月14日）

2 必要な体制整備等

(1) 政府行動計画に基づく行動計画の作成等の体制整備（法第 7 条、8 条）

- ・「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定済（平成 26 年 3 月）
- ・市町村行動計画は県内全市町村策定済

(2) 対策本部等の設置

	法改正前	法改正後
政府	任意設置	法定設置（法第 15 条）※1
都道府県	任意設置	法定設置（法第 22 条）※2
市町村	任意設置	緊急事態宣言が公示された場合、法定設置（法第 34 条）

※1 3/26 設置

※2 3/26 宮城県は任意の本部から法定設置へ移行

※3 4/7 緊急事態宣言が公示され、同日中に県内全市町村で法定設置へ移行

【都道府県対策本部長の権限（法第 24 条）】

- ・県及び市町村、指定公共機関が実施する対策の総合調整
- ・公私の団体又は個人に対し、対策に必要な協力の要請 等

(3) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・変更（法第 18 条）

3 緊急事態宣言の公示（法第 32 条）

全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示。

緊急事態措置を講ずる区域・期間等を指定。公示にあたっては、基本的対処方針の変更について専門的評価を受け、決定する。

【緊急事態宣言の要件】

- 要件1 感染した場合における重篤症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当度高いと認められる場合
- 要件2 感染経路が特定できない場合又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合

4 緊急事態宣言の対象区域となった都道府県知事が講ずる措置

(1) 不要不急の外出の自粛等の要請（法第45条第1項）

住民に対し、期間と区域を定めて^{※4}、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと等、感染防止に必要な協力を要請することができる。

※4 基本的対処方針で示された期間を踏まえ、都道府県知事は、地域の状況を踏まえ、期間を決定する。区域は発生状況を考慮し、人の移動の実態等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止のために効果があると考えられる区域を定める（市町村単位、都道府県内のブロック単位）。【逐条解説より】

(2) 学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限等の要請（法第45条第2項）

多数の者が利用する施設の管理者に対して、施設の使用制限又は停止、催物の開催の制限又は停止、その他政令で定める措置を講じるよう要請することができる。

(3) 臨時の医療施設での医療の提供等（法第48条）

(4) 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示（法第54条）

(5) 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管（法第55条）

(6) 緊急時の埋葬又は火葬の実施（法第56条）

(7) 生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置（法第59条）

<イメージ図>

